

令和7年度 会計年度任用職員募集一覧表

※ 勤務についての詳細は各担当部署にお問合せください

応募No	課・施設	職種	募集人数(見込)	任用期間	報酬単価(時間額)	職務内容	勤務場所	勤務時間	勤務日	休日	必要な資格等	備考	申込み・問い合わせ先 代表☎0587-93-1111	申込期間
3	子ども課	保育士(延長保育)	2	令和7年12月1日～令和8年3月31日	1,391円～ (保育士としての実務経験5年以上の方は1,486円～)	延長保育利用の乳幼児の保育	町内保育園	①午後2時00分～午後7時00分(4時間勤務) ②午後2時00分～午後7時00分(3時間勤務) ※午後7時30分まで午後7時00分までの間あり※勤務時間については上記時間内で相談可	月曜日～金曜日 (勤務日については相談可)	土・日曜日、祝日	保育士	休憩なし	子ども課 ☎0587-92-4129	随時募集
70	子ども課	放課後児童クラブ支援員 (長期休業日のみ)	10人程度	令和7年4月1日	1,401円～	町内在住の小学1年生から6年生を対象に、適切な遊びや生活の場の提供に努め、児童が安全に過ごせるよう支援する。	町内の放課後児童クラブ	午前7時30分～午後1時00分または午後1時00分～午後7時00分(一日5～6時間程度)	月曜日～土曜日のうち5日間程度(シフト制)	日曜日、祝日、シフト外の日	保育士又は教員資格取得者もしくは都道府県が実施している放課後児童支援員認定資格研修受講者	・面接時に春休み、夏休み、冬休みの中での勤務可能な期間をお申し出ください。 ・年度毎の登録になります。	子ども課 ☎0587-92-4128	随時募集
71		放課後児童クラブ補助員 (長期休業日のみ)		令和8年3月31日の春・夏・冬休み	1,224円～	町内在住の小学1年生から6年生を対象に、適切な遊びや生活の場の提供に努め、児童が安全に過ごせるよう支援を補助する。		[長期休業日及び代休日] 午前7時00分～午後7時00分または午後1時00分～午後7時00分(一日5～6時間程度)	月曜日～土曜日のうち5日間程度(シフト制)	日曜日、祝日、シフト外の日	・面接時に春休み、夏休み、冬休みの中での勤務可能な期間をお申し出ください。 ・年度毎の登録になります。			
72	子ども課	放課後児童クラブ支援員	1人程度	採用日～令和8年3月31日	1,401円～	町内在住の小学1年生から6年生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供に努め、児童が安全に過ごせるよう支援する。	町内の放課後児童クラブ	[通常日] 午後2時00分～午後7時00分(5時間) 土曜日は午前7時30分～午後1時00分または午後1時00分～午後7時00分 【長期休業日及び代休日】 午前7時30分～午後1時00分または午後1時00分～午後7時00分 ※打合せ、研修、学校の早帰り下校等による変則勤務あり	[通常日] 月曜日～金曜日の週5日 数ヶ月に一度の土曜日勤務あり 【長期休業日及び代休日】 午前7時30分～午後1時00分または午後1時00分～午後7時00分 ※打合せ、研修、学校の早帰り下校等による変則勤務あり	[通常日] 土曜日～日曜日、祝日 【長期休業日】 日曜日～土曜日のうち5日間(シフト制)	保育士又は教員資格取得者もしくは都道府県が実施している放課後児童支援員認定資格研修受講者	打ち合わせ、研修、学校の早帰り下校等による変則勤務あり	子ども課 ☎0587-92-4128	随時募集
73		放課後児童クラブ補助員			1,224円～	町内在住の小学1年生から6年生を対象に、適切な遊びや生活の場の提供に努め、児童が安全に過ごせるよう支援を補助する。		[通常日] 午後2時00分～午後7時00分 5時間 土曜日は午前7時30分～午後1時00分または午後1時00分～午後7時00分 【長期休業日及び代休日】 午前7時30分～午後1時00分または午後1時00分～午後7時00分 ※打合せ、研修、学校の早帰り下校等による変則勤務あり	[通常日] 月曜日～金曜日の週5日 数ヶ月に一度の土曜日勤務あり 【長期休業日及び代休日】 午前7時30分～午後1時00分または午後1時00分～午後7時00分 ※打合せ、研修、学校の早帰り下校等による変則勤務あり	[通常日] 土曜日(シフト外の日)・日曜日、祝日 【長期休業日】 日曜日、祝日、シフト外の日	打ち合わせ、研修、学校の早帰り下校等による変則勤務あり			

※ 地方公務員法第16条で規定する欠格条項に該当する方は応募することはできません。

※ 年齢制限はありません。

※ 通勤に係る費用は、距離、通勤方法に応じて支給します。

※ 加入要件を満たす場合は、社会保険(共済組合)、雇用保険に加入していただきます。

※ 任用期間6か月以上かつ週の勤務時間が15時間30分以上の方には、期末・勤勉手当を支給します。

※ 社会情勢の変動により、報酬単価については改定する場合があります。